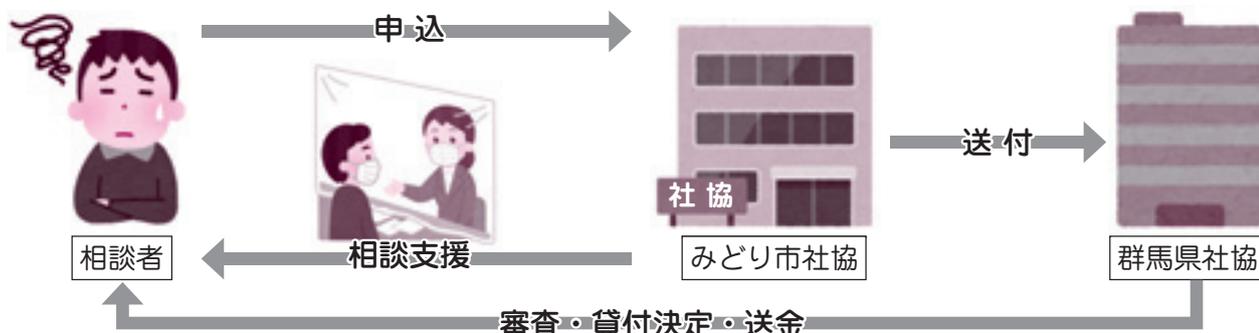


新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を行っています。

<貸付手続きの流れ>

みどり市社協が相談窓口で、群馬県社協が審査・貸付決定・送金を行います。



緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

必要書類

- ①借入申込書
- ②重要事項説明書
- ③借用書
- ④収入減少の申立書
- ⑤本人確認書類（運転免許証等）のコピー
- ⑥世帯全員の住民票（※コピー不可）
- ⑦通帳等振込口座を確認できる書類のコピー

- 貸付上限額 20万円以内
- 貸付金交付 申請受付から1週間程度
- 据置期間 1年以内
- 償還期間 2年以内（24回以内）
- 利子 無利子

総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯

必要書類

- ①借入申込書
- ②借用書
- ③収入減少の申立書
- ④本人確認書類（運転免許証等）のコピー
- ⑤世帯全員の住民票（※コピー不可）
- ⑥通帳等振込口座を確認できる書類のコピー

- 貸付上限額 **二人以上世帯** 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内
- 貸付金交付 申請受付から最短で3週間程度
- 据置期間 1年以内
- 償還期間 10年以内（120回以内）
- 利子 無利子

※緊急小口資金を優先的に利用することになっていますので、最初は緊急小口資金を検討してください。
総合支援資金の申し込みを検討の場合は一度相談してください。

重要 ※申し込みにあたって

- ①各世帯いずれかの資金も1回のみ申し込みができます。
- ②新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送での申し込み**をお願いします。
※不備があると時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は連絡のうえ窓口までお越しください。
受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く）の**9:30~16:00**
- ③申し込みに必要な書類は、群馬県社協のホームページからダウンロードするか、市役所各庁舎の住民票を発行する窓口及び社協本・支所に用意してあります。
- ④住民票は、世帯全員が記載されているものを取得してください。
（住民票コード・個人番号は必要ありませんので、載っていないものを準備ください。）
- ⑤審査により、貸付を行わないことがあります。